

## 議会運営委員会記録

1 日 時 令和3年12月10日（金曜日）

開 会 午前11時18分

閉 会 午前11時40分

2 場 所 第2委員会室

3 出席委員 10人

委員長 舎川智也

副委員長 松尾茂

委員 泉英之

// 岡部享

// 竹田勝

// 押田大祐

// 高田真里

// 成田光雄

// 横野昭

// 鋪田博紀

4 欠席委員 0人

## 5 委員外議員として出席した者

議 員	上 野 蛍
//	大 島 満
//	谷 口 寿 一
//	尾 上 一 彦
//	赤 星 ゆかり

## 6 職務のために出席した者

### 【議会事務局】

事務局長	浦野 弘司
事務局次長	山元 幸彦
庶務課長	大野 満
議事調査課長	野嶽 誠司
議事調査課長代理	中山 崇
議事調査課議事係長	酒井 優
議事調査課調査係長	金井 沙織
議事調査課主査	中村 千里

## 7 会議の概要

委員長 ただいまから議会運営委員会を開会いたします。

まず、委員会記録の署名委員に泉委員、岡部委員を指名いたします。

本日の協議事項は、お手元に配付のとおりであります。

初めに、協議事項1番目、会派から提出された意見書（案）・決議（案）についてであります。

今定例会において、会派から提出されました意見書（案）・決議（案）については、お手元の資料のとおり、意見書（案）6件であります。

これらにつきましては、15日（水曜日）の議会運営委員会において協議することになりますので、それまでに各会派において、御検討いただきたいと思います。

次に、協議事項2番目、質問予定書・発言通告書についてであります。

このことについて、前回の本委員会でもお伝えしましたとおり、議会改革検討調査会で意見があった質問予定書及び発言通告書の記載内容について、協議したいと思います。

まず、発言通告書の記載内容の変更及び質問

予定書の導入について、事務局に説明させます。

議事調査課長 〔資料「発言通告書の記載内容の変更及び質問予定書の導入について」により説明〕

委員長 それでは、ただいま事務局から説明があったことを踏まえて、皆さんの御意見をお聞かせください。

鋪田委員 発言通告書の見直しに関しては、当時、私自身が副議長として議事整理に当たっていた経験から、議長や会派の皆さんといろいろな相談をして決めてきた経緯があります。資料に書いてあるとおりの趣旨でありますが一まだ十分に内容が周知をされていない、あるいはうまく使われていない例も見られますが一資料の2番に趣旨も書いてありますけれども、記載内容については当面は現行の通告の方法で進めることが望ましいと考えております。

委員長 ほかに御意見はありませんか。

〔発言する者なし〕

委員長 ほかにないようですので、この程度にとどめ

ます。

ここで、委員外議員である赤星議員より事前に発言の申出が提出されております。

赤星議員の発言を許可することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

委員長

挙手多数であります。

よって、赤星議員の発言を許可することに決定いたしました。

赤星議員

ただいま発言許可をいただきありがとうございます。

質問予定書と発言通告書については、鋪田委員からもお話がございましたように、現行のとおりでうまくいくようにしていくことがいいと思います。質問の重複を避けるという意味で前任期に提案されてみんなで取り組んできた方法ですから、一層効果が上がるようにお互い努力していくのがよいと思います。

でも、残念ながら今でも項目だけの方一質問予定書の大項目に「について問う」とつけただけのような、質問内容の趣旨が分からないような書き方をされる議員もまだ見られますので、その点はやはり会派の中でもお互い注

意し合って、今後いいものにしていけばいい  
と思っております。

ところで、1つ私が発言したいのは、今回不思議なことが起こりました。私はこの質問予定書で大項目の1番目に「原油高騰と灯油代補助など市民生活応援について」という質問予定項目を書きました。趣旨についても、所得の低い世帯向けに灯油購入費への補助ができないのか、県への要請と市独自でも行えないのかと書いて提出したところ、ほかの議員の質問予定書には、この「原油高騰」とか「購入代補助」という同趣旨の質問は一切見当たりませんでした。

ところが、一般質問が始まってみると、冒頭に質問された議員が全く重複するような質問をされて私はびっくりしました。もう一度質問予定書と発言通告書を見直したのですが、その議員は質問予定書に「経済対策の策定について」という大項目で(1)から(4)まであったところへ、発言通告書には(5)を付け加えられまして、市民生活への支援についてという内容を追加されました。それを見ただけでは原油の「げ」もないし、灯油の「と」もないし—その質問で私の大項目と全く重複する質問をわざわざ行われたのはなぜなのか、不思議でしようがありません。

一般質問要旨（予定）に、重複を避けるように会派間・議員間で調整いただきますよう重ねてお願いいたしますとわざわざ委員長がお書きになっているのですが、その議員はこれを見ておられなかったのか一會派で誰がどんな質問をするのかということは把握しているはずです。会派の中でも誰も何も言われなかったのか。私は本当に驚いたし残念ですし、はっきり言って憤りも持っております。

なぜそういうことが許されるのか、ルール違反ではないのか、その辺はどうだったのかぜひ会派内で検証していただきたいし、今後そのようなことがないようにお互いに注意をしていくべきだということを発言させていただきます。よろしく申し上げます。

松尾委員

赤星議員の気持ちもよく分かったものですから一ただ、意図的ではないということをもまず理解していただく必要があるのではないかと思います。

私も経験があるのですが、当局との様々なやり取りの中で、通告期限までに質問をつくり上げるということで一私は今回、前半の質問順番であったのですが一先に質問される方の通告内容については重なりがないか非常に気にして一重なっていたら省かないといけない

なということに気がするのですが一私も反省しているのですけれども、私の後に質問される方の項目というのは、確認不足だったということを感じることがあって、その辺は赤星議員が言われるようにやはり全体的にしっかりと一後に質問される方のこともしっかり気にかけて注意をしていく必要があるのだなということに改めて反省したところです。そういった意味で気をつけましょうということで、また皆さんで徹底をしていく、お互いに気をつけていくことかなと感じたので発言をさせていただきました。

泉委員

今の話がよく理解できなかつたのですが、質問予定書に書いていなかった項目を発言通告書に書いたということで腹を立てられたという解釈でいいですか。

委員長

赤星議員の今の発言の意図というのは、質問予定書に記載がないにも関わらず先にそれを質問された。かつ、赤星議員はちゃんとそれを予定書の時点で発言の要旨に詳細に記載していたけれども、前に質問された議員は予定書では記載がなかったのに一般質問でそれを質問したということなのです。

副委員長もおっしゃったように、その質問を



された議員は意図的ではなかったかもしれませんが、赤星議員がおっしゃったように、質問予定書は質問の重複をなくすということを目的としたものであります。円滑な議会運営の観点からもそういったことがないように、最大限、議員の間で調整されるよう私からも再度お願いしたいと思っておりますので、御理解いただきたいと思います。

泉委員

私の意見とすれば、私の今回の通告内容も質問予定書と発言通告書ではがらっと変わっているところがあります。それはやっぱり当局とのやり取りの中で吟味しながら変更していることから、質問予定書から内容が変わったという話が問題になると私たちは質問できなくなってしまうので、その辺はやっぱりあってもいいと思えます。

発言通告書に書かれていないのに質問したというのであれば別なのですけれども、内容についていちいち後の人に気を配りながら発言通告書を書いているはずがないという私の意見です。

岡部委員

質問の重複を避けるということがありますから、質問予定書と発言通告書の変化はあると思えます。そういう趣旨でつくられていると

思っています。ただ質問予定書は発言通告書に近い形でつくってもらわないと非常に分かりにくいのです。さらに言えば、今、赤星議員が発言されましたけれども、発言通告書の中でほかの議員が出している項目を持ってくるということは趣旨に反すると思います。やはり事前に提出された質問予定書に目を通すことは議員として必要だと思います。

私の場合、今日の一般質問の項目で藤井市長に聞くということは、質問予定書の中で具体的に誰も書いていなかったのですね。私は恐らく重複すると思いながらも、誰も書いてなかったので、発言通告書に書いたということもあります。

ただ、よそに書いてあったものを持ってくるというのはやっぱりよくないと思いますので、質問予定書の趣旨を理解する必要があるのかなと思います。

委員長

発言通告書には書いてあったのですがけれども一先ほど赤星議員が言われたように、発言通告書に記載する前に議員間で調整することは大事なことだと思います。それが質問予定書の意義でもあります。再度質問予定書を確認の上、議員間でかぶっているのであればまた発言通告書を提出する前にちゃんと議員間で

調整していただきますようお願い申し上げます。

それでは話は戻りますが、質問内容を具体的に記載する方が内容の重複の確認ができることから、現状どおりとすべきであるという意見が大勢を占めているようであります。

それでは、質問予定書及び発言通告書の記載内容については、現状どおりとすることとしてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長

それでは、そのように決定いたします。

ここで、自由民主党より事前に発言の申出がありましたので、許可いたします。

横野委員

今までは議案説明会の日の方5時までには質問予定書を提出することとなっておりますが、議案説明会が終わった後、1日か2日、提出までに間を空けていただきたいと思います。質問予定書の提出期限を延ばしていただくことはできないのかということを検討していただきたいと思います。要するに、議案説明会が終わったその日の夕方5時……

（「翌日の午後3時」と発言する者あり）

横野委員 翌日までというのをもう少し延ばしていただけないかということです。

委員長 今ほど横野委員から質問予定書の提出期限を少し遅らせてはどうかとの御意見がありました。議案説明会があって翌日に提出というのは少しスケジュールがタイトではないか—各議員が議案を研究する時間がもう少し必要ではないかという御意見であります。

このことについては一度持ち帰ることとし、次回以降、引き続き本委員会において協議を行いたいと思います。発言通告書の提出時期の変更等ではなく、質問予定書の提出までもう少し時間を持たせて議案の研究に使いたいという趣旨でございますので、その辺りを御理解いただいた上で、次回協議していきたいと思います。

岡部委員 議案説明会は開会日の1週間前というルールですけれども、これは変更しないということが前提ですね。

委員長 そうですね。それについては、まずは議案説明会の日をずらすのではなくて、質問予定書の提出日で調整したいと思います。  
以上で、本日の協議事項は終了いたしました。

次回の議会運営委員会は、12月15日（水曜日）、建設委員会終了後に開き、当委員会に付託された議案の審査等を行います。  
これをもって、本日の議会運営委員会を閉会いたします。

令和 3 年 1 2 月 定 例 会  
(令和 3 年 1 2 月 1 0 日)  
議 会 運 営 委 員 会 記 録 署 名

委 員 長      舍 川 智 也

署 名 委 員      泉      英 之

署 名 委 員      岡 部      享